

令和元年度遺跡と萩の育む玉川まちづくり推進会議 事業実績報告

□総務委員会

4/26	評議委員会	46名
毎月第1水曜	正副会長会議	年12回
隔月第2火曜	理事会	年6回
11/17	第9回みなくさまつり支援	
11/26	市長とまちづくりトーク	32名
R2/4/12	会計監査	

□人権委員会

5/28	委員総会	33名
7/6	第1・第2講座(市全体)	486名(玉川19名)
7/22	人権講座	72名
9/3	第3講座/人権講座	52名
10/1	第4講座	25名
11~12月	町内学習懇談会	4町合計173名
11/7	管外研修(京都)	24名
R2/2/22	実践発表のつどい	51名
R2/3/15	人権だより発行	

□広報委員会

5/15	広報玉川第43号発行	
7/15	広報玉川第44号発行	
11/1	広報玉川第45号発行	
R2/3/1	広報玉川第46号発行	
随時	萩まつり広報および人権広報の発行支援	

□健昂(すこやか)委員会

年3回	健幸ウォーク(5/18・11/20)、3月は中止	
2/29	健幸フェスタ 新型コロナで中止	
毎週金曜	フライデージム 会員22名	
毎週月火曜	キッズダンス教室(ケル・ダンスター)	
毎週水曜	子どもリズム体操(ハッピーキッズ)	
毎週金曜	けん玉教室	

□防災防犯部会

年7回	部会(部会員研修含む) *備蓄倉庫見学、トレハット組立 避難所運営訓練	
6/12	青色パト車講習会	12名
10/15	防犯講座	30名
10/18	ジュニアポリス広報啓発活動	42名
R2/2/6	防災講座	44名
随時	情報収集・提供/町内防災活動支援	
年間	青色パトロール車両維持管理	

□文化教育部会

年6回	部会 (子ども体験合校実行委員会も兼ねる)	
6~11月・4回	萩まつり実行委員会	
7~10月・2回	萩まつり模擬店会議	
10月	玉川萩まつり広報発行	
10/26	玉川萩まつり(玉川小、南消防署)	
◇子ども体験合校		
6/8	第1回「ライフサイエンス」	38名
7/6	第2回「防災学習」	19名
7月~8月	第3回「ふれあい交流」	計27名
12/14	第4回「もちつき・昔遊び」	45名
R2/1/4	第5回「書き初め体験」	20名
R2/2/6	第6回「異文化交流体験」 インフルエンザで中止	

□まち環境部会

年9回	部会	
5/12	グリーンカーテン植え方講習会	27名
6月/11月	花いっぱい運動 プランター72セット	
8/27	環境学習会(クリーンセンター)	26名
R2/2/21	ふれあい環境学習会	53名

第2号議案

令和元年度 遺跡と萩の育む玉川まちづくり推進会議決算書

収入

(単位：円)

項目	予算額	決算額	増減	内容
繰越金	1,452,784	1,452,784	0	前年度繰越金
交付金	2,584,624	2,503,530	△ 81,094	草津市まちづくり協議会運営交付金
	4,646,700	4,646,700	0	草津市地域一括交付金
	1,000,000	1,000,000	0	草津市がんばる地域応援交付金
指定管理料	17,523,000	17,523,000	0	草津市指定管理料
雑収益	257,000	306,804	49,804	事業収入、コピー使用料、利息等
合計	27,464,108	27,432,818	△ 31,290	

支出

(単位：円)

項目	予算額	決算額	増減	内容
運営費	2,584,624	2,503,530	81,094	
まち協運営交付金事業	2,584,624	2,503,530	81,094	職員費（1名分） 2,203,530 円 運営費 300,000 円 (計) 2,503,530 円
事業費	23,583,441	23,012,293	571,148	
地域一括交付金事業	4,646,700	4,675,150	△ 28,450	総務人権広報委員会事業 3,571,700 円 防災防犯部会事業 190,000 円 文化教育部会事業 652,850 円 まち環境部会事業 260,600 円 (計) 4,675,150 円
がんばる地域 応援交付金事業	1,156,741	1,172,644	△ 15,903	健幸ウォーク事業 68,965 円 フライデージム事業 352,464 円 たまルーム給茶機設置事業 164,985 円 健康測定事業 135,604 円 かな体験事業 13,673 円 健幸フェスタ事業 108,799 円 その他 328,154 円 (計) 1,172,644 円
指定管理事業	17,780,000	17,164,499	615,501	職員費（5名分） 11,350,454 円 業務委託費 1,863,630 円 消耗品費 561,600 円 修繕費 173,000 円 水道光熱費 897,739 円 賃借料 637,712 円 減価償却費 377,300 円 保険料 111,220 円 通信運搬費 149,996 円 印刷製本費他 100,948 円 消費税、法人税、住民税及び事業税 940,900 円 (計) 17,164,499 円
本部費	1,296,043	347,073	948,970	
本部事業	1,296,043	347,073	948,970	運営消耗品費他 347,073 円
合計	27,464,108	25,862,896	1,601,212	

収入済額 27,432,818 円

支出済額 25,862,896 円

差引金額 1,569,922 円は次年度へ繰越

令和元年度 遺跡と萩の育む玉川まちづくり推進会議の収支決算を上記のとおり報告いたします。

令和2年4月4日

遺跡と萩の育む玉川まちづくり推進会議 会計 岩根 吉彦 ㊞

(本人の自署捺印書類は、偽造防止のため事務局保管とさせていただきます。)

第3号議案

会則の一部改正（案）について

提案理由

- ①推進会議の会議録作成が書記によらない実態に鑑み、書記ならびに書記長にかかる条文を削除する。
- ②町内会長が評議委員と理事を兼務すべきではなく、評議委員選任対象者から町内会長を削除する。

会則の一部を次のように改正する。新旧対照表（下線部分が変更箇所を示す。）

遺跡と萩の育む玉川まちづくり推進会議 会則

改 正 前	改 正 後
<p>(名称) 第1条 本会は、遺跡と萩の育む玉川まちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）と称する。</p> <p>(目的) 第2条 推進会議は、地域住民が主体となって、地域の人々の共通の願いの実現ならびに課題の解決やまちづくりの構想・計画の策定など、人々が住み続けたいと願うまちづくりのための諸事業を推進し、豊かで住みやすい地域づくりを推進していくことを目的とする。</p> <p>(区域) 第3条 推進会議の区域は、玉川学区内とする。</p> <p>(事業) 第4条 推進会議は、草津市地域まちづくりセンター条例第3条に定める事業、同条例第4条に定める指定管理業務および次に掲げる事業に取り組む。 (1) まちづくり構想の調査・研究に関すること。 (2) まちづくり構想にもとづく事業の企画、立案、実施に関すること。 (3) まちづくり構想の普及・啓発に関すること。 (4) まちづくりを推進するために必要な関係機関との協議調整に関すること。 (5) まちづくりを推進するうえでの地域の課</p>	<p>(名称) 第1条 本会は、遺跡と萩の育む玉川まちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）と称する。</p> <p>(目的) 第2条 推進会議は、地域住民が主体となって、地域の人々の共通の願いの実現ならびに課題の解決やまちづくりの構想・計画の策定など、人々が住み続けたいと願うまちづくりのための諸事業を推進し、豊かで住みやすい地域づくりを推進していくことを目的とする。</p> <p>(区域) 第3条 推進会議の区域は、玉川学区内とする。</p> <p>(事業) 第4条 推進会議は、草津市地域まちづくりセンター条例第3条に定める事業、同条例第4条に定める指定管理業務および次に掲げる事業に取り組む。 (1) まちづくり構想の調査・研究に関すること。 (2) まちづくり構想にもとづく事業の企画、立案、実施に関すること。 (3) まちづくり構想の普及・啓発に関すること。 (4) まちづくりを推進するために必要な関係機関との協議調整に関すること。 (5) まちづくりを推進するうえでの地域の課</p>

題解決に関すること。

- (6) まちづくりを推進するうえでの多世代交流に関すること。
- (7) その他推進会議の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(会員)

第5条 推進会議の会員は、次に掲げる者とする。

- (1) 区域内の居住者
- (2) 区域内の団体、事業者等
- (3) その他推進会議が必要と認めた者

(役員)

第6条 推進会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 会計 1名
- (4) 書記長 1名
- (5) 理事 20名程度
- (6) 監事 2名

(役員職務)

第7条 役員職務は次に掲げるとおりとする。

- (1) 会長は、推進会議を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- (3) 会計は、推進会議の会計事務を処理する。
- (4) 書記長は、推進会議（理事会、その他必要と認められる会議）の庶務および会議録の作成等に従事し、書記を統括する。
- (5) 理事は、会務の運営にあたる。
- (6) 監事は、推進会議の会計、理事会の職務および会務全般を監査する。

(役員選任および任期)

第8条 会長、副会長、会計、書記長は理事の互選により選出し、評議委員会で承認を得るものとする。

- 2 理事は、学区自治連合会長、町内会長、各専門部会長、副部会長およびそれぞれの長が指名した代理者または推薦者を含むとし、評議委員会で承認を得るものとする。
- 3 監事は、理事会において評議委員の中から2名を選出し、評議委員会の承認を得るものとする。
- 4 役員任期は、1期2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 5 前項の規定にかかわらず、補欠の役員任期

題解決に関すること。

- (6) まちづくりを推進するうえでの多世代交流に関すること。
- (7) その他推進会議の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(会員)

第5条 推進会議の会員は、次に掲げる者とする。

- (1) 区域内の居住者
- (2) 区域内の団体、事業者等
- (3) その他推進会議が必要と認めた者

(役員)

第6条 推進会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 会計 1名
- (4) 理事 20名程度
- (5) 監事 2名

(役員職務)

第7条 役員職務は次に掲げるとおりとする。

- (1) 会長は、推進会議を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- (3) 会計は、推進会議の会計事務を処理する。
- (4) 理事は、会務の運営にあたる。
- (5) 監事は、推進会議の会計、理事会の職務および会務全般を監査する。

(役員選任および任期)

第8条 会長、副会長、会計は理事の互選により選出し、評議委員会で承認を得るものとする。

- 2 理事は、学区自治連合会長、町内会長、各専門部会長、副部会長およびそれぞれの長が指名した代理者または推薦者を含むとし、評議委員会で承認を得るものとする。
- 3 監事は、理事会において評議委員の中から2名を選出し、評議委員会の承認を得るものとする。
- 4 役員任期は、1期2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 5 前項の規定にかかわらず、補欠の役員任期

は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 推進会議に次の会議を設ける。

- (1) 評議委員会
- (2) 理事会
- (3) 専門部会
- (4) その他必要と認められる会議

2 前項(3)および(4)を設置する場合は、評議委員会で承認を要する。

(評議委員会)

第10条 評議委員会は、代議員制とし、評議委員で構成する。

2 評議委員会は、推進会議の最高議決機関として、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 事業の計画および報告ならびに運営に関すること。
- (2) 予算および決算に関すること。
- (3) 会則の制定および改廃に関すること。
- (4) 役員の承認および選任に関すること。
- (5) その他評議委員会に付すべき事項。

3 評議委員会は、会長が招集する。

4 評議委員会は、評議委員の2分の1以上の出席(委任状を含む。)がなければ開くことができない。

5 評議委員会の議長は、出席した評議委員の互選により選出する。

6 評議委員会の議事は、出席した評議委員の過半数の同意を得てこれを決する。

(評議委員の職務等)

第11条 評議委員は、評議委員会における審議のほか、推進会議の運営および活動に関して、適宜意見、要望または提案をすることができる。

2 評議委員は、町内会長(代理者・副町内会長を含む。)、各種団体等の代表者、町内会からの推薦者または有識者とする。

3 評議委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

4 前項の規定にかかわらず、補欠の評議委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(理事会)

第12条 理事会は、推進会議の運営機関であり、会長、副会長、会計、書記長、理事および監事

は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 推進会議に次の会議を設ける。

- (1) 評議委員会
- (2) 理事会
- (3) 専門部会
- (4) その他必要と認められる会議

2 前項(3)および(4)を設置する場合は、評議委員会で承認を要する。

3 会議の議事については議事録を作成する。

(評議委員会)

第10条 評議委員会は、代議員制とし、評議委員で構成する。

2 評議委員会は、推進会議の最高議決機関として、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 事業の計画および報告ならびに運営に関すること。
- (2) 予算および決算に関すること。
- (3) 会則の制定および改廃に関すること。
- (4) 役員の承認および選任に関すること。
- (5) その他評議委員会に付すべき事項。

3 評議委員会は、会長が招集する。

4 評議委員会は、評議委員の2分の1以上の出席(委任状を含む。)がなければ開くことができない。

5 評議委員会の議長は、出席した評議委員の互選により選出する。

6 評議委員会の議事は、出席した評議委員の過半数の同意を得てこれを決する。

(評議委員の職務等)

第11条 評議委員は、評議委員会における審議のほか、推進会議の運営および活動に関して、適宜意見、要望または提案をすることができる。

2 評議委員は、町内会、各種団体等の代表者、町内会からの推薦者または有識者とする。

3 評議委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

4 前項の規定にかかわらず、補欠の評議委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(理事会)

第12条 理事会は、推進会議の運営機関であり、会長、副会長、会計、理事および監事で構成す

構成する。

- 2 理事会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 評議委員会に付議する事項に関する事。
 - (2) 評議委員会の議決した事項の執行に関する事。
 - (3) 各専門部会間の事業等の調整に関する事。
 - (4) その他会長が審議を必要と認める事項に関する事。
- 3 理事会は、必要に応じて会長が招集する。
- 4 理事会の議長は、会長が務める。

(専門部会)

第13条 推進会議は、事業の円滑な実施を図るため、評議委員会の承認を経て、専門部会を設置する。

- 2 専門部会は、次に掲げる部会員で構成する。部会員は、専門部会を構成する各種団体から推薦された代表者とする。
 - (1) 部会長 1名
 - (2) 副部会長 若干名
 - (3) 書記 1名
 - (4) 部会員 若干名
- 3 専門部会は、次に掲げる事項を審議執行する。
 - (1) 専門部会の事業の計画および報告ならびに運営に関する事。
 - (2) 専門部会の事業の企画および執行に関する事。
- 4 専門部会は、必要に応じて部会長が招集する。

(部会員の職務等)

第14条 部会員の職務は次に掲げるとおりとする。

- (1) 部会長は、部会を代表し、部会を総括する。
 - (2) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代理する。
 - (3) 書記は、部会の庶務、会議録の作成等に従事する。
 - (4) 部会員は、部会の事業を企画・立案し、実施にあたる。
- 2 部会員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。
 - 3 前項の規定にかかわらず、補欠の部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事業実行委員会)

第15条 事業の推進にあたり必要な場合は理事会の承認を経て、実行委員会を組織し、実施する

る。

- 2 理事会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 評議委員会に付議する事項に関する事。
 - (2) 評議委員会の議決した事項の執行に関する事。
 - (3) 各専門部会間の事業等の調整に関する事。
 - (4) その他会長が審議を必要と認める事項に関する事。
- 3 理事会は、必要に応じて会長が招集する。
- 4 理事会の議長は、会長が務める。

(専門部会)

第13条 推進会議は、事業の円滑な実施を図るため、評議委員会の承認を経て、専門部会を設置する。

- 2 専門部会は、次に掲げる部会員で構成する。部会員は、専門部会を構成する各種団体から推薦された代表者とする。
 - (1) 部会長 1名
 - (2) 副部会長 若干名
 - (3) 部会員 若干名
- 3 専門部会は、次に掲げる事項を審議執行する。
 - (1) 専門部会の事業の計画および報告ならびに運営に関する事。
 - (2) 専門部会の事業の企画および執行に関する事。
- 4 専門部会は、必要に応じて部会長が招集する。

(部会員の職務等)

第14条 部会員の職務は次に掲げるとおりとする。

- (1) 部会長は、部会を代表し、部会を総括する。
 - (2) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代理する。
 - (3) 部会員は、部会の事業を企画・立案し、実施にあたる。
- 2 部会員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。
 - 3 前項の規定にかかわらず、補欠の部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事業実行委員会)

第15条 事業の推進にあたり必要な場合は理事会の承認を経て、実行委員会を組織し、実施する

ことができる。

(顧問)

第16条 推進会議に評議委員会の同意を得て、顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長の要請に応じて理事会、各種会議または事業に出席し、参画し、助言を行うことができる。

(事務局)

第17条 推進会議の円滑な運営を行うため、推進会議の事務局を玉川まちづくりセンターに置く。

2 事務局に次に掲げる職員を置く。

(1) 事務局長 1名

(2) 事務局員 若干名

3 事務局長は、まちづくりセンター長があたるものとする。

4 事務局長は、推進会議の運営に関する事務を担当するとともに、各組織や行政との連絡調整を行う。

5 事務局長の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。補欠の事務局長の任期は、前任者の残任期間とする。

6 事務局員は、理事会の承認を得て、会長が任命する。

(経費)

第18条 推進会議の経費は、会費、交付金、補助金、委託金、寄附金、その他の収入をもってこれに充てる。

2 年度当初から評議委員会までの間に支払いを要する恒常的な事務的経費については、評議委員会の決議を経ずに事務局長の専決事項として支出することができる。

(会計年度)

第19条 推進会議の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(その他)

第20条 この会則に定めるもののほか、必要な事項については、理事会の承認を得て別に定める。

附 則

1 この会則は、平成24年3月1日から施行する。

ことができる。

(顧問)

第16条 推進会議に評議委員会の同意を得て、顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長の要請に応じて理事会、各種会議または事業に出席し、参画し、助言を行うことができる。

(事務局)

第17条 推進会議の円滑な運営を行うため、推進会議の事務局を玉川まちづくりセンターに置く。

2 事務局に次に掲げる職員を置く。

(1) 事務局長 1名

(2) 事務局員 若干名

3 事務局長は、まちづくりセンター長があたるものとする。

4 事務局長は、推進会議の運営に関する事務を担当するとともに、各組織や行政との連絡調整を行う。

5 事務局長の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。補欠の事務局長の任期は、前任者の残任期間とする。

6 事務局員は、理事会の承認を得て、会長が任命する。

(経費)

第18条 推進会議の経費は、会費、交付金、補助金、委託金、寄附金、その他の収入をもってこれに充てる。

2 年度当初から評議委員会までの間に支払いを要する恒常的な事務的経費については、評議委員会の決議を経ずに事務局長の専決事項として支出することができる。

(会計年度)

第19条 推進会議の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(その他)

第20条 この会則に定めるもののほか、必要な事項については、理事会の承認を得て別に定める。

附 則

1 この会則は、平成24年3月1日から施行する。

2 当該協議会会則第8条第2項中の 玉川学区
まちづくり協議会設立準備委員会作業部会員の
理事の任期は、同条第4項の規定にかかわらず
任期は平成26年度評議委員会までとする。

附 則

この会則は平成25年3月21日から施行する。

附 則

この会則は平成26年3月20日から施行する。

附 則

この会則は平成28年4月25日から施行する。

附 則

この会則は平成29年4月25日から施行する。

附 則

この会則は平成30年4月27日から施行する。

附 則（制定・改正履歴は別途記載）

この会則は2019年4月26日から施行す
る。

2 当該協議会会則第8条第2項中の 玉川学区
まちづくり協議会設立準備委員会作業部会員の
理事の任期は、同条第4項の規定にかかわらず
任期は平成26年度評議委員会までとする。

附 則

この会則は平成25年3月21日から施行する。

附 則

この会則は平成26年3月20日から施行する。

附 則

この会則は平成28年4月25日から施行する。

附 則

この会則は平成29年4月25日から施行する。

附 則

この会則は平成30年4月27日から施行する。

附 則（制定・改正履歴は別途記載）

この会則は2019年4月26日から施行す
る。

附 則

この会則は2020年4月28日から施行する。

第4号議案

令和2年度 遺跡と萩の育む玉川まちづくり推進会議 評議委員

下記21団体及び委員は、会則第11条第2項の規定に基づき推薦されたものであり、承認を求めるものです。

★は新役員

	団体名	役職	名前	まち推所属
1	野路町内会	野路町有識者	杉本 博	監事
2	野路小林町内会	副会長	★細川 弘美	
3	桜ヶ丘町内会	副会長	★才野 嘉昭	
4	ローレルコート南草津町内会	副会長	★蜂須賀 葉子	
5	玉川中学校PTA	副会長	★萬田 咲子	
6	玉川小学校PTA	会長	★堀江 尚子	
7	玉川こども園PTA	会長	★寺村 裕加子	
8	学区社会福祉協議会	会長	中野 和彦	
9	学区民生委員・児童委員協議会	会長	島田 良輝	
10	学区青少年育成区民会議	副会長	中嶋 昌美	
11	学区体育振興会	会長	福井 俊幸	
12	野路ことぶき会	会長	中野 道昭	
13	野路小林町シニアクラブ	会長	高野 大陸	
14	桜ヶ丘熟年会	会長	★神永 強	
15	学区更生保護女性会	会長	★福井 典子	
16	日赤奉仕団 玉川分団	分団長	島田 佳世子	
17	学区健康推進員連絡協議会	代表	★岸本 徳江	
18	少年補導委員	幹事	藤原 悟	文化教育
19	玉川地区保護司会	——	——	会長・理事(兼務)
20	草津栗東交通安全協会	常任理事	田中 康明	監事／防災防犯
21	酒・味・湯の会	代表	木村幸太郎	

令和2年度 遺跡と萩の育む玉川まちづくり推進会議 役員

★は新役員

役員		
職名	所属	名前
会長 (理事)	野路町内会／学区自治連合会 町内会長・会長	中野 宗城
副会長 (理事)	野路小林町内会 町内会長	石垣 雅野
副会長 (理事)	桜ヶ丘町内会 町内会長	福田 昌甫
副会長/会計(理事)	ローレルコート南草津町内会 町内会長	★杉元 有樹子
理事	防災防犯部会 部会長	西川 鉄
理事	副部会長	★遠藤 研次
理事	文化教育部会 部会長	奥井 さよ子
理事	副部会長	加藤 公士
理事	まち環境部会 部会長	★石垣 雅野 ◎
理事	副部会長	音揃 宏勝
監事 評議委員	野路町内会	杉本 博
監事 評議委員	草津栗東交通安全協会 (野路町内会)	★田中 康明

◎は重複

□総務委員会

会議は正副会長と理事会を開催し、主要な研修・講演会・市長トークなどを開催します。併せて主要事業団体への助成(支援)を行うと共に慣例の「まつり」事業の充実を図ります。	
	評議委員会(書面議決)
毎月第1水曜日	正副会長会
隔月第2火曜日	理事会
年間	企画調整(地区防災計画ほか)
未定	まちづくり講演会、先進地研修
R3/2月頃	市長とまちづくりトーク
R3/4月	会計監査
年間	軽トラック車両維持管理
随時	地域福祉事業助成
随時	体育振興会事業助成
随時	青少年育成区民会議事業助成
随時	玉川萩まつり・萩まつり広報発行
随時	各部会・委員会事業調整
年4回	広報玉川発行(第47号～50号)
11/22	第10回みなくさままつり支援

□人権委員会

草津市主催の講座の参加や、学区での講座・研修を開催します。町内学習懇談会のまとめと機関誌を発行します。	
7月	人権講座
7月	第1・第2講座(市全体)
9月	第3講座/人権講座
10月	第4講座
10～12月	町内学習懇談会
未定	管外研修
R3/2/27	実践発表のつどい
R3/3月	人権だより発行

□健昂(すこやか)委員会

「萩の玉川」の萩の植樹を行うと共に、地域まちおこしのためのアンケート調査を行います。	
随時	地域まちおこし復活事業
	・萩の植樹、育成管理
	・アンケート実施

□防災防犯部会

安心で住みよいまちを目指し、防災訓練を軸に防災防犯講座の開催や、ジュニアポリスの広報活動を行います。	
随時	部会
6月/8月	防災講座
2月	防犯講座
未定	管外研修
10/16	ジュニアポリス広報啓発活動
随時	情報収集・提供
随時	町内防災活動支援
年間	青色パトロール車両維持管理

□文化教育部会

子ども体験合校を通し多世代・地域の繋がりの輪を広げます。	
随時	部会 (子ども体験合校実行委員会も兼ねる)
◇子ども体験合校	
7/4	第1回「防災学習」
7～8月	第2回「ふれあい交流」
12/12	第3回「もちつき・昔遊び」
R3/1/6	第4回「書き初め体験」
R3/1～2月	第5回「 未定 」

□まち環境部会

「花いっぱい運動」事業で各町内に設置したプランターでの花の栽培を継続します。また環境問題解決に向け学区住民への啓蒙活動を行います。	
随時	部会
5月	グリーンカーテン植え方講習会
6月/11月	花いっぱい運動
未定	研修会
3回	まち環境部会ニュース発行
未定	ふれあい環境学習会

令和2年度 遺跡と萩の育む玉川まちづくり推進会議予算書（案）

収入 (単位：円)

項目	予算額	前年度予算額	増減	内 容
繰越金	1,569,922	1,452,784	117,138	前年度繰越金
交付金	7,486,000	7,231,324	254,676	草津市地域まちづくり一括交付金（前年度 運営・一括交付金）
	1,150,000	1,000,000	150,000	草津市地域課題解決応援交付金（前年度 がんばる地域応援交付金）
指定管理料	17,992,000	17,523,000	469,000	草津市指定管理料
雑収益	250,078	257,000	△ 6,922	コピー使用料、利息等
合計	28,448,000	27,464,108	983,892	

支出 (単位：円)

項目	予算額	前年度予算額	増減	内 容
運 営 費	2,840,000	2,584,624	255,376	
地域まちづくり 一括交付金事業	2,840,000	2,584,624	255,376	職員費（1名分） 2,540,000 円 運営費 300,000 円 (合計) 2,840,000 円
事 業 費	24,038,000	23,583,441	454,559	
地域まちづくり 一括交付金事業	4,646,000	4,646,700	△ 700	総務委員会 3,800,000 円 人権委員会 166,000 円 防災防犯部会 270,000 円 文化教育部会 190,000 円 まち環境部会 220,000 円 (合計) 4,646,000 円
草津市地域課題 解決応援交付金	1,150,000	1,156,741	△ 6,741	遺跡と萩を利用した地域まちおこし復活事業 萩の植栽、管理 1,060,000 円 印刷費等 30,000 円 住民アンケート実施 60,000 円 (合計) 1,150,000 円
指定管理事業	18,242,000	17,780,000	462,000	職員費（5名分） 12,000,000 円 業務委託費 2,000,000 円 通信運搬費 160,000 円 消耗品費 722,000 円 修繕料 220,000 円 光熱水費 1,000,000 円 使用料及び賃借料 800,000 円 保険料 130,000 円 公租公課 800,000 円 手数料、印刷製本費等 110,000 円 備品購入費 300,000 円 (合計) 18,242,000 円
本 部 費	1,570,000	1,296,043	273,957	
本部事業	1,570,000	1,296,043	273,957	
合計	28,448,000	27,464,108	983,892	

令和2年度 事業別予算・一括交付金内訳書

	草津市地域まちづくり一括交付金内訳	元年度調整額	2年度調整額	事業内容	
総務委員会	①ふれあい推進に関する取組み	①	412,960	270,000	企画調整（地区防災計画ほか）
		①		450,000	玉川菽まつり、菽まつり広報発行
		①		160,000	広報玉川発行 年4回（第47号～50号）
		①	252,740	300,000	各部会・委員会事業調整
	⑥高齢者福祉に関する取組み	⑥	2,000,000	2,000,000	地域福祉事業助成
	⑨体育振興や健康づくりに関する取組み	⑨	150,000	150,000	体育振興会事業助成
	⑩青少年の健全育成に関する取組み	⑩	136,000	136,000	青少年育成区民会議事業助成
	⑫その他まちづくりに関する取組み	⑫	80,000	80,000	まちづくり講演会、先進地研修
		⑫	10,000	10,000	市長とまちづくりトーク
		⑫	200,000	220,000	軽トラック車両維持管理
			20,000	第10回みなくさまつり支援	
			4,000	人権広報発行支援	
	委員会合計	3,241,700	3,800,000		
人権委員会	⑦人権・同和問題の解決に関する取組み	⑦	85,500	80,000	講座・研修
		⑦	34,000	40,000	町内学習懇談会助成
		⑦	10,500	10,000	実践発表のつどい
		⑦	40,000	36,000	印刷費（広報紙発行ほか）
	委員会合計	170,000	166,000		
広報	①ふれあい推進に関する取組み	①	160,000	★総務委員会に移行	
	委員会合計		160,000		
防災防犯部会	④防犯・防災等の安全に関する取組み	④	40,000	10,000	防災講座・防犯講座
		④	30,000	20,000	視察研修
		④		40,000	避難所運営訓練
		④	110,000	180,000	青パト車両維持管理（車検）
	⑤交通安全に関する取組み	⑤	10,000	20,000	ジュニアポリス広報活動
				情報収集および提供・町内防災活動支援	
	部会合計	190,000	270,000		
文化教育部会	⑪子どもの生きる力を育む取組み	⑪	200,000	190,000	玉川子ども体験合校
			435,000		★菽まつりは総務委員会に移行
	部会合計	635,000	190,000		
まち環境部会	③環境美化に関する取組み	③	180,000	150,000	花いっぱい運動
		③	40,000	20,000	グリーンカーテン植え方講習会
		③	10,000	20,000	研修会
		③	20,000	30,000	部会ニュース・環境学習会
	部会合計	250,000	220,000		
	合計	4,646,700	4,646,000		
健昂（すこやか）委員会	地域課題解決応援交付金 令和2年度～5年度総計 2,500,000 年間最大 1,500,000		1,156,741	1,150,000	地域まちおこし復活事業
		がんばる地域応援交付金			
	委員会合計	1,156,741	1,150,000		